

令和4年度 第1回山形市社会福祉審議会会議録

1 日 時 令和4年4月7日（木） 午後2時30分から午後3時00分まで

2 場 所 山形県JAビル 9階大会議室C

3 出席者

(1) 委 員：33名

浅野委員、五十嵐委員、池野委員、内和委員、大嶋委員、大竹委員、大桃委員、海藤委員、海和委員、金谷委員、川田委員、熊坂委員、佐伯委員、佐々木委員、笹原委員、佐田委員、佐藤委員、柴田委員、鈴木委員、高野委員、高橋委員、滝口委員、田中委員、都築委員、富樫委員、中井委員、長瀬委員、仲野委員、野口委員、増川委員、峯田委員、村松委員、渡部委員

(欠席者 菅野委員)

(2) 事務局：18名

浅野福祉推進部長、奥山こども未来部長

・生活福祉課

川田次長（兼）課長、小嶋課長補佐、大沢課長補佐（兼）企画係長、市村地域福祉係長、福島主幹

・長寿支援課

松浦次長（兼）課長、長瀬課長補佐（兼）計画推進係長

・介護保険課

村上次長（兼）課長

・障がい福祉課

丹野次長（兼）課長、飯野障がい福祉サービス推進総括主幹（兼）課長補佐、日野課長補佐（兼）給付係長

・監査指導課

鈴木次長（兼）課長

・こども未来課

荒木次長（兼）課長、長澤指導監査室長

・保育育成課

庄子次長（兼）課長

・こども家庭支援課

関口課長

4 傍聴者 なし

5 審議経過

1. 委嘱状交付式

2. 審議会

(1) 開 会

(2) 市長挨拶 佐藤市長挨拶

(3) 山形市社会福祉審議会の概要について 市村生活福祉課地域福祉係長説明

(4) 委員長の選任 事務局より金谷委員を推薦し、承認

(5) 副委員長の指名について (議長 金谷委員長)

議 長： はじめに、「副委員長の指名について」ですが、副委員長については、山形市社会福祉審議会運営要綱第2条の規定により、「条例第5条の規定により委員長の職務を代理する委員として、審議会に副委員長を置く。」とされております。また、山形市社会福祉審議会条例第5条の規定により「審議会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。」とされておりますので、私から、副委員長を指名させていただきたいと思えます。

副委員長については、都築光一委員に、お願いします。

(6) 専門分科会及び審査部会委員の指名について

議 長： 次に、「専門分科会及び審査部会委員の指名について」に移ります。

専門分科会委員の指名については、民生委員審査専門分科会の委員においては、社会福祉法施行令第2条第1項の規定により、障がい者福祉専門分科会委員、児童福祉専門分科会委員、地域福祉専門分科会委員及び高齢者福祉専門分科会委員においては、山形市社会福祉審議会条例第9条第1項の規定により、審査部会委員においては、山形市社会福祉審議会運営要綱第5条第1項の規定により、委員長が指名するとなっておりますので、専門分科会に所属する委員及び臨時委員については、私から指名させていただきます。

お手元にあります資料の4ページ、専門分科会・審査部会委員名簿をご覧ください。委員の皆様においては、名簿に記載しておりますとおり、指名させていただきます。

委員の皆様には、ご確認頂き、各専門分科会等において、ご協力頂きますよう、お願いいたします。

議 長： これまでの流れで、ご質問等ございませんでしょうか。

質問なし

(7) その他

議 長： 無いようですので、次に移ります。(7)「その他」ですが、事務局から何か連絡はありますか。

事務局： 事務局よりご連絡させていただきます。委員の皆様におかれましては、今後、各専門分科会においてご協力を賜りますが、各専門分科会において専門分科会長を、それぞれ所属する専門分科会の委員の皆様との互選で選任し、選任された各

専門分科会長から副専門分科会長を指名していただくこととなります。分科会長につきましては、それぞれの専門分科会の開催時に、選任していただく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

なお、専門分科会については、庶務担当課で担当させていただきますので、よろしくお願いいたします。

3. 閉 会